

介護事業所 I C T 導入支援事業実施要綱

1 趣旨

この要綱は、愛知県地域医療介護総合確保基金事業（介護従事者確保分）補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)に基づく介護事業所 I C T 導入支援事業について、必要な事項を定めるものとする。

2 事業の内容

事業の内容について、次のとおり定める。

(1) 目的

介護現場への I C T の導入を支援することにより、介護業務の効率化を図るとともに、介護従事者の負担軽減を図る。

(2) 補助対象事業者

愛知県内に所在する介護保険に基づく指定介護サービス事業所及び施設（以下「介護施設等」という。）の開設者とする。

(3) 導入機器等の要件

ア 導入するソフトウェアは、記録業務、情報共有業務(事業所内外の情報連携含む。)、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっている介護ソフトであること（転記等の業務が発生しないこと）。また、複数の介護ソフトを連携させることや、既に導入済みである介護ソフトに新たに業務機能を追加すること等により、一気通貫となる（転記等の業務が発生しなくなる）場合も対象とする。

イ 居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等（居宅介護支援事業所や介護予防支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅サービス計画や介護予防サービス計画に基づきサービス提供をするものに限る。）の場合には、「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」に準じたものであること。

ウ 既に介護ソフトによって一気通貫となっている場合は、新たにタブレット端末等やバックオフィス業務用のソフトを導入することのみも対象とする。ただし、タブレット端末等を導入する際にあつては、必ず介護ソフトをインストールのうえ、業務にのみ使用すること（補助目的以外の使用の防止及び私物と区別するため、業務用であることを明確に判別するための表示（シール等による貼付）を行うなど事業所において工夫すること）。また、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。なお、セキュリティ対策については、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 5.1 版」（令和 3 年 1 月）を参考にすること。

エ 導入する介護ソフトについて、日中のサポート体制を常設していることが確認できる製品であること（有償・無償を問わない）。また、研究開発品でなく、企業が保証する商用の製品であり、販売価格等が公表されており、一般に購入又はリース等できる状態にあること。

(4) 事業実施の要件

- ア タブレット端末等による音声入力機能の活用を推奨すること。
- イ 本事業により I C Tを導入した事業所においては、「科学的介護情報システム (Long-term care Information system For Evidence; LIFE(ライフ)。以下「LIFE」という。)」による情報収集に協力すること。なお、本事業においてタブレット端末等のみを導入する場合も同様に情報収集に協力すること。
- ウ (5)に基づく導入計画の作成及び導入効果の報告を行うとともに、I C T導入に関して他事業者からの照会等に応ずること。
- エ 「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン改訂版」(厚生労働省老健局・令和2年3月発行)や「居宅サービス事業所におけるI C T機器・ソフトウェア導入に関する手引き Ver. 1.1」(厚生労働省老健局振興課・平成28年度)を参考に、I C Tを活用した事業所内の業務改善に取り組むこと。
- オ 別に定める日より前に導入のための契約を締結したもの及び申請年度の3月31日までに導入が完了しなかったものは対象としない。
- カ リース等により導入する場合は、3年以上のリース等期間とし、対象となる期間は当該年度分(当該年度の3月末までの経費)に限る。なお初年度については初期費用を含むものとする。
- キ 補助事業者は、本事業により導入したI C T機器について、3年を経過する前に処分し、又はリース等の契約を解除した場合、既に受けた補助金の全額を返還しなければならない。ただし、リース等により導入したI C T機器を購入するためにリース等の契約を解除した場合は、この限りではない。
- ク 経済産業省が実施している「I T導入補助金」等他の補助を受ける部分及び「介護ロボット導入支援事業」の対象となるものについては対象外とする。

(5) I C T導入計画書の作成及び導入効果の報告・公表

- ア 補助事業者は、交付要綱で定める別紙様式1に基づく別紙1により、介護従事者の負担軽減及び業務の効率化のため、①導入する意義・目的、②導入する機器等、③期待される効果、④LIFEの利用申請の有無、⑤データ連携の有無(有(予定を含む)の場合は、具体的なデータ連携の内容、連携先、連携方法等)等を記載したI C T機器導入計画書を作成し、別に定める日までに県に提出するものとする。なお、ここでいう「データ連携」は、既存の情報共有システムやデータ連携サービスを利用して、同一事業所内に加えて、異なる事業所間や地域の関係機関間においても居宅サービス計画書等のデータ連携を行っている場合とする。当該計画書の作成にあたっては、(4)エに示したガイドライン等を参考に、導入による業務フローの見直し、導入を進めるための実施体制、職員への研修計画や技術的な支援体制の整備についても検討を行うことが望ましい。
- イ 交付要綱別表第6欄に定める「3/4」の補助率の適用を受けようとする場合で、交付要綱別表第3欄(1)①の条件を満たす事業所は、アの提出時にLIFEの利用申請を行っていることを確認する書類を添付すること。なお、LIFEへの登録については、データ入力に係る負担を軽減する観点から、それぞれのCSV連携の標準仕様を実装した介護ソフトを活用すること。

ウ 交付要綱別表第6欄に定める「3/4」の補助率の適用を受けようとする場合で、交付要綱別表第3欄(1)②の条件を満たす事業所は、アにおいて具体的なデータ連携の内容、連携先、連携方法等を記載すること。

エ 県は、アに基づき補助事業者から提出のあった導入計画書を公表するものとする。

オ 本事業によりICT導入を行った補助事業者は、導入年度及び導入翌年度に、別紙様式の調査項目を基本として、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課(以下、国という。)へ導入製品の内容や導入効果等を報告するものとする。具体的な報告内容や報告方法、報告期限等については、別途通知する。なお、当該報告の内容については、国において公表される。

(6) 補助の回数

1事業所当たり1回とする。ただし、補助額の合計が、1事業所当たりの職員数(算出方法は交付要綱別表第3欄に定める方法に同じ)に応じた下表に定める額(以下、「補助上限額」という。)の範囲内であれば、2回目の補助を受けることができるものとし、2回目の補助額は補助上限額から1回目の補助額を除いた金額を上限とする。なお、1回目において補助を受けた機器のリース代や保守・サポートに係る経費等恒常的な費用については補助を受けることはできないものとする。

職員数	補助上限額
1名以上10名以下	1,000,000
11名以上20名以下	1,600,000
21名以上30名以下	2,000,000
31名以上	2,600,000

3 その他

(1) 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は関係職員に帳簿その他関係書類を検査させ、若しくは補助事業者に質問することができる。

(2) 補助事業者は、(1)の検査等に積極的に協力するものとする。

附則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年3月30日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年8月12日に施行し、令和2年4月30日から適用する。

附則

この要綱は、令和3年4月15日に施行し、令和3年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。